

令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（総務省）

| | | | | | | | | |
|-------------------|---|---|-------------------------------------|---------|--|--------|----------|--------|
| 項目名 | | サテライトオフィス整備に係る軽減措置の創設 | | | | | | |
| 税目 | | 法人税 | | | | | | |
| 要望の内容 | <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 総務大臣の計画認定を受けて一定のセキュリティ水準を確保したサテライトオフィスの整備を行う企業が、サテライトオフィスの整備に際して取得した設備に関し、法人税の軽減措置を行う。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>○対象者：総務大臣の計画認定を受けてサテライトオフィスの整備を行う法人</p> <p>○対象設備：計画に従って東京都特別区及び大阪市を除く地域において取得した専ら他人の用に供するサテライトオフィス整備に係る以下の設備 LAN設備（ルータ、スイッチ、Wi-Fiルータ、ファイアウォール、VPN装置、ネットワーク監視装置、回線設備）、サーバ、セキュリティカメラ設備、複合機、電気設備、附帯設備</p> <p>○内容：法人税：対象設備の取得価額の30%の特別償却又は5%の税額控除</p> | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>824百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ 百万円）</td> </tr> </table> | 平年度の減収見込額 | 824百万円 | （制度自体の減収額） | （ 百万円） | （改正増減収額） | （ 百万円） |
| 平年度の減収見込額 | 824百万円 | | | | | | | |
| （制度自体の減収額） | （ 百万円） | | | | | | | |
| （改正増減収額） | （ 百万円） | | | | | | | |
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>新たな生活様式の普及・定着が求められる中、地方における就労の維持、事業継続性の確保等に資するサテライトオフィスの整備を促進・加速化するため、セキュリティレベルの高いサテライトオフィスを整備し、テレワークを安心して行うことができる「場」を利用者に提供する者に対する税制支援を行う。</p> <p>この点、「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」において、「地方回帰に資するテレワークの推進、地方移住にもつなげるサテライトオフィスの設置、デジタル産業等の起業、地方での兼業・副業支援を強化する。」とされている。また、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和2年7月17日閣議決定）」において、「テレワーク導入に係る地域内での相互連携を促進するとともに、サテライトオフィスなどのBCP対策に資するテレワーク環境整備を推進する。」こととされている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>地方において新たな生活様式の普及・定着を推進し、就労の維持や事業継続性の確保等を実現させるためには、更なる過密の助長を避ける必要のある東京都特別区や大阪市を除く地域における民間のサテライトオフィスに対する投資を促す必要があり、サテライトオフィスの整備には多額の初期投資負担が必要となるため、税制措置の導入により設備投資のインセンティブを付与して、サテライトオフィスの全国的な普及を促していくことが必要である。</p> | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>政策体系における政策目的の位置付け</td> <td>V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進</td> </tr> <tr> <td>政策の達成目標</td> <td>サテライトオフィス設置箇所数を特例適用開始時点（令和3年度当初）から2年間で30%増とする。</td> </tr> </table> | 政策体系における政策目的の位置付け | V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進 | 政策の達成目標 | サテライトオフィス設置箇所数を特例適用開始時点（令和3年度当初）から2年間で30%増とする。 | | | |
| 政策体系における政策目的の位置付け | V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進 | | | | | | | |
| 政策の達成目標 | サテライトオフィス設置箇所数を特例適用開始時点（令和3年度当初）から2年間で30%増とする。 | | | | | | | |
| 今回の要 | 合理性 | | | | | | | |

| | | | |
|-----|------------------------|--|--|
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで（適用：2年間） |
| | | 同上の期間中の達成目標 | サテライトオフィス設置箇所数を特例適用開始時点（令和3年度当初）から2年間で30%増とする。 |
| | | 政策目標の達成状況 | 平成28年サテライトオフィス設置箇所数1,904（国土交通省「テレワークセンター事例集」（平成29年3月）） |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 令和3年度 273箇所 令和4年度 205箇所 | |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | <p>地方においても、テレワーク等の活用のためのサテライトオフィスの整備を促進・加速化させることで、新たな生活様式の普及・定着を推進し、就労の維持や事業継続性の確保等を実現。</p> <p>事業者ヒアリングを通じて、サテライトオフィスの償却資産に係る税負担を訴える声があった。一方、一定の人口規模を擁する東京都特別区及び政令指定都市の中で昼夜間人口比率が高い東京都特別区及び大阪市は更なる過密の助長を避ける必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、東京都特別区及び大阪市を除く地域におけるサテライトオフィス整備に対し税制措置によって税負担を軽減することにより、サテライトオフィス整備の増加率を特例適用開始時点（令和3年度）から特例適用期間（2年間）引き上げる。</p> | |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 地方税：固定資産税に係る課税標準の特例措置等 | |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | デジタル活用環境構築推進事業（令和3年度：10.0億円） | |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | デジタル活用環境構築推進事業は、新型コロナウイルス感染症対策を通じて明らかとなった我が国社会全体のデジタル化の遅れを速やかに克服し、「新たな日常」の構築を通じた質の高い持続的な成長を実現するため、国民利用者がデジタル技術を十分に活用できる環境の構築に向けた取組を総合的に支援することとしている。この中で、テレワークを安心して行うことができる「場」を提供し、国民が地域によらず新しい働き方環境を享受できるようにするサテライトオフィスの整備を促進・加速化するため、サテライトオフィスの整備を行う者に対し、当該サテライトオフィスの整備に係る事業への助成を実施する予定であり、税制特例によるサテライトオフィス整備事業者に対する支援との両輪で短期間で集中的に施策を進める必要がある。 | |
| | 要望の措置の妥当性 | 従来、テレワークの推進に当たっては、テレワークを実施する企業等に対して、予算措置（働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）等）や国税支援措置（中小企業経営強化税制等）が講じられてきているが、テレワークのさらなる普及促進に当たっては、サテライトオフィス整備事業者への支援措置を講ずることが必要である。 | |

| | | | |
|----------------------------|-----------------------------|--|--|
| | | | 生産性向上特別措置法に基づく税制支援は生産性の向上に資するもの（サテライトオフィスの更新等）であり、本税制の対象とする設備（新たにサテライトオフィスを整備しサービスを提供するためのもの）は該当しない。 |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績 | | — |
| | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | | — |
| | 租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性） | | — |
| | 前回要望時の達成目標 | | — |
| | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | | — |
| これまでの要望経緯 | | | |